

山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する書類の様式等を定める要領

(平成28年3月23日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例施行規則(平成28年山梨県規則第1号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な書類の様式等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、規則で使用する用語の例による。

(既存工作物等確認申出書)

第3条 規則第4条第2項の書面は第1号様式によるものとし、その提出部数は2部とする。

(景観配慮書送付書)

第4条 規則第12条第1項の送付書は、第2号様式によるものとする。

2 規則第12条第1項の規定による電磁的記録媒体の送付は、CD-R等の可搬型の電子媒体により行うものとする。

3 前項の電子媒体に記録するファイルは、次に掲げるところにより作成するものとする。

(1) ファイルの形式は、PDF形式とすること。

(2) 人の容貌、自動車の自動車登録番号その他これらに類するものが写り込んだ写真画像(モザイク処理を施す等の措置が講じられたものを除く。)を用いないこと。

(3) ファイルは、印刷、複写又は保存を禁止する措置を講じないものとする。

(4) ファイル名は、「(任意の名称).pdf」とすること。

(5) ファイルの数が複数に及ぶ場合には、ファイル名の冒頭に半角数字で連続番号を付すること。

(6) ファイルの容量は、1ファイル当たり概ね2メガバイト以下とすること。

4 第2項の電子媒体のラベル面には、対象事業の名称及び事業者の氏名(法人にあっては、その名称)を明記するものとする。

5 景観配慮書の送付部数は8部に景観影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村(第7条及び第14条において「関係市町村」という。)の数に相当する部数を加えた部数とし、第2項の電子媒体の送付部数は1部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、景観配慮書の送付部数を変更することができる。

(説明機会付与請求書)

第5条 規則第14条の請求書は第3号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(説明書送付書)

第6条 規則第15条の送付書は、第4号様式によるものとする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、規則第15条の電磁的記録媒体について準用する。

3 第4条第5項の規定は、規則第15条の説明書及び前項の電磁的記録媒体の送付部数について準用する。

(事業内容等修正届出書)

第7条 規則第19条の届出書は第5号様式によるものとし、その提出部数は8部に関係市町村の数に相当する部数を加えた部数とする。

(事業者見解書送付書)

第8条 規則第22条第1項の送付書は、第6号様式によるものとする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、規則第22条第1項の電磁的記録媒体について準用する。

3 第4条第5項の規定は、事業者見解書及び前項の電磁的記録媒体の送付部数について準用する。

(補正後の事業者見解書送付書)

第9条 規則第27条の送付書は、第7号様式によるものとする。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、規則第27条の電磁的記録媒体について準用する。

3 第4条第5項の規定は、補正後の事業者見解書及び前項の電磁的記録媒体の送付部数について準用する。

(事業者見解書補正不要通知書)

第10条 規則第28条の通知書は第8号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(対象事業着手届出書)

第11条 規則第31条の届出書は第9号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(対象事業完了届出書)

第12条 規則第32条の届出書は第10号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(氏名等変更届出書)

第13条 規則第33条の届出書は第11号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(事業内容等変更届出書)

第14条 規則第34条において準用する規則第19条の届出書は第12号様式によるものとし、その提出部数は8部に関係市町村の数に相当する部数を加えた部数とする。

(対象事業廃止等届出書)

第15条 規則第35条の届出書は第13号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(景観配慮手続再実施の要否に関する協議書)

第16条 規則第36条第1項の協議書は第14号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

(対象事業以外の事業に係る景観配慮手続実施協議書)

第17条 規則第38条第1項の協議書は第15号様式によるものとし、その提出部数は1部とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年3月24日から施行する。

(施行前における自主的な景観配慮の手続の実施に係る届出書)

2 規則附則第 6 項の届出書は、知事が別に定める様式によるものとする。